# 第1章 計画の概要

# 1. 計画策定の背景と趣旨

国の障がい者施策においては、障害者自立支援法に変わる、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行され、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に向けた法整備が行われ、新たに平成28年度から障害者差別解消法も施行されました。

また,平成 30 年には「第4次障害者基本計画」が策定され,ノーマライゼーションの理念の下で,障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

本市においては、平成 23 年度から「障がい者千人雇用」事業を実施し、障がい者の社会参加をはじめとした福祉施策の推進に取組んできました。平成 29 年 5 月に目標としていた障がい者 1,000 人の就労を達成し、この取組から得られた経験を生かすとともに課題解決にむけ、「障がい者千五百人雇用」事業をスタートしています。

また、平成30年度から令和5年度までの6か年計画である「第3期総社市障がい者計画」 及び、平成30年度からの3か年計画である「第5期総社市障がい福祉計画・第1期総社市障 がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

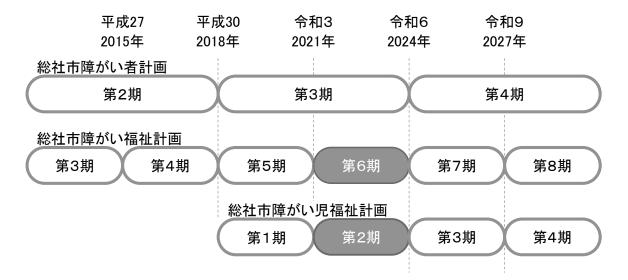
この度,令和2年度をもって「第5期総社市障がい福祉計画・第1期総社市障がい児福祉計画」が期間満了となることから,障害者基本法第11条第3項に基づいた障がい者計画をベースに「第6期総社市障がい福祉計画・第2期総社市障がい児福祉計画」(以下,「本計画」という。)を策定しました。

# 2. 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和 2 年厚生労働省告示第 213 号)(以下「国の指針」という。)や総社市総合計画、本市の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表 1 計画の期間



# 3. 計画の基本指針

## (1) 基本理念

日常生活・社会生活の福祉的支援が、自立と共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うため基本理念を掲げています。

# 総社市は障がい者の一生に責任をもちます

# (2) 基本目標と重点施策

「第3期総社市障がい者計画」では、「ライフステージを通じた支援」をスローガンに掲げ、「安心」、「自立」、「健康」、「雇用」、「教育」の5分野からなる基本目標を通じて計画を推進しています。

本計画は、「第3期総社市障がい者計画」と整合を図る必要があることから、「ライフステージを通じた一貫した支援」、「ライフステージを通じた障がい者雇用のさらなる推進」、「ライフステージを通じた発達支援」を重点施策に位置づけます。

# (3) 成果目標(令和5年度までの目標)と評価指標

本計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標(成果目標)と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(評価指標)を定め、数値目標及び必要なサービス量の確保のための方策を定める必要があります。

本計画の最終年度となる令和5年度に向けた成果目標を設定し,この成果達成に必要なサービスの見込量(評価指標)及び確保の方策を示します。

しかし、これらは計画の理念を達成するための数値目標であり、本市の障がい者の意向に 反してまで目標数値を達成しようとすることはあってはなりません。当事者の意向を第一に 踏まえ、取組を推進していきます。

成果目標	評価指標
①福祉施設の入所者の地域生活への移行 【成果目標1】 ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減	○ 当該成果目標を踏まえ,以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み(評価指標)を定める。 ・生活介護の利用者数,利用日数 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数,利用日数 ・就労移行支援の利用者数,利用日数 ・就労継続支援(A型・B型)の利用者数,利用日数 ・短期入所(福祉型・医療型)の利用者数,利用日数 ・短期入所(福祉型・医療型)の利用者数,利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援(地域移行支援,地域定着支援)の利用者数 ・施設入所支援の利用者数 ・施設入所支援の利用者数 ・施設入所支援の利用者数 ・施設入所者の削減)
<ul> <li>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>【成果目標2】</li> <li>・保健,医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数</li> <li>・協議の場の参加者数</li> <li>・協議の場における目標設定および評価の実施回数</li> </ul>	○ 都道府県の成果目標を踏まえ,以下の 障がい福祉サービス等の必要な量の見 込み(評価指標)を定める。 ・自立訓練(生活訓練)の利用者数,利用 日数 ・就労移行支援の利用者数,利用日数 ・就労継続支援(A型・B型)の利用者数, 利用日数 ・短期入所(福祉型・医療型)の利用者数, 利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援(地域移行支援,地域定着 支援)の利用者数

成果目標	評価指標
③地域生活支援拠点等の整備	〇 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい
【成果目標3】 ・市内の地域生活支援拠点等の確保数	福祉サービス等の必要な量の見込み (評価指標)を定める。
• 運用状況の検証及び検討回数	<ul><li>地域相談支援</li><li>短期入所</li></ul>
④福祉施設から一般就労への移行等 【成果目標4】	○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい 福祉サービス等の必要な量の見込み (評価指標)を定める。
<ul><li>・令和5年度の年間一般就労移行者数</li><li>・令和5年度の就労定着支援事業利用者数</li><li>・令和5年度における全就労定着支援事業 所数に占める就労定着率8割以上の就労 定着支援事業所の割合</li></ul>	<ul> <li>・就労移行支援の利用者,利用日数</li> <li>・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援,就労継続支援A型,就労継続支援B型)</li> <li>・就労定着支援</li> </ul>
⑤障がい児支援の提供体制の整備等 【成果目標5】 ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援事業の実施 ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサ ービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協 議の場の設置 ・コーディネーターの配置	<ul> <li>当該成果目標を踏まえ、以下の障がい 児福祉サービス等の必要な量の見込み (評価指標)を定める。</li> <li>障がい児相談支援</li> <li>児童発達支援</li> <li>医療型児童発達支援</li> <li>放課後等デイサービス</li> <li>保育所等訪問支援</li> <li>居宅訪問型児童発達支援</li> </ul>
<ul><li>⑥相談支援体制の充実・強化等</li><li>【成果目標6】</li><li>・各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保</li></ul>	<ul> <li>○ 以下の障がい(児)福祉サービス等の 必要な量の見込み(評価指標)を定め る。</li> <li>・計画相談支援</li> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援</li> <li>・障がい児相談支援</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・地域活動支援センターⅠ型</li> </ul>
<ul><li>⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</li><li>【成果目標7】</li><li>・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築</li></ul>	<ul><li>・自立支援協議会とのさらなる連携</li><li>・研修等による人材育成</li><li>・指導監査結果の関係市町村との連携強化</li></ul>

# (4) 体系

【基本理念】

# 総社市は障がい者の一生に責任をもちます

【基本目標】

# ライフステージを通じた支援

# 総社市は障がい者の「安心」に責任をもちます 1. 安全・安心な生活環境の整備 2. 防災、防犯等の推進 総社市は障がい者の「雇用」に責任をもちます 総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます 1. 雇用・就業、経済的自立の支援 1. 障がいに対する理解と交流の促進 2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 1. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興 3. 情報アクセシビリティの向上

### 【成果目標】

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に 係る体制の構築

# 4. 計画の策定過程

障がい者に対する各施策のあり方については、障がい者はもとより、広く市民の意見を把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

## (1)総社市障がい者実態調査

本計画の策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体 障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者等を対象に実態調査 を実施しました。

### ① 調査の対象と調査方法

身体障害者手帳を所持されている方、療育手帳を所持されている方、精神障害者保健福祉 手帳を所持されている方、障害者通所支援事業を利用されている方、特別支援学級や通級指 導教室に通っている方の保護者を対象に、郵送による配布、回収にて調査を行いました。た だし、特別支援学級や通級、指導教室へ通っている方の保護者については、学校を通じた配 布・回収を行いました。

### ② 調査の期間

令和2年11月20日(金)~令和2年12月7日(月)

### ③ 回収結果

調査対象者数	回 収 数 (有効回収数)	回 収 率 (有効回収率)
2,500 人	1,572 人 (1,570 人)	62.9% (62.8%)

# (2) 障がい者団体との意見交換

令和2年12月18日から令和3年1月8日までに、障がい者団体(総社市身体障がい者福祉協会、総社市手をつなぐ親の会、NPO法人あゆみの会、社会福祉法人総社市社会福祉事業団、岡山県立倉敷まきび支援学校)との意見交換を行い、日常の生活で困っていることなどの生活課題を聞き取りました。

# (3)総社市障害者施策推進協議会

事務局による各施策分野の資料等の収集,現状・課題の整理,分析を行い,それを基に総 社市障害者施策推進協議会(以下,協議会)に提出するための計画案を作成しました。協議 会は保健・医療・福祉関係者,学識経験者,各種団体の長などで構成され,事務局にて作成 された計画案について意見をいただき,修正を加え,最終的な計画内容を決定しました。

## (4)総社市地域自立支援協議会

平成19年3月から障がい福祉関係機関が相互に協働し、障がい福祉に関するシステムづくりを推進することと、「障がい者基幹相談支援センター」を適正に運営すること等を目的として「総社市地域自立支援協議会」が設置されています。本計画の策定に際しては、この自立支援協議会での協議事項を計画に反映させるとともに、必要に応じて意見を聴取しながら策定しました。

# (5) パブリックコメント

計画素案を広く市民に公表し、意見募集(パブリックコメント)を行いました。

### ○実施期間

令和3年2月3日~令和3年2月22日

### ○実施方法

市ホームページによる公表及び、市役所・出張所での閲覧

### ○実施結果

提出された意見 〇件